

第4章 子ども・子育て支援法に基づく市町村計画

子ども・子育て支援法に基づく国の基本指針では、市町村子ども・子育て支援事業計画への記載事項として、「提供区域の設定」「量の見込みと提供体制の確保」を定めるよう求められています。

1 提供区域の設定

基本指針において、就学前のこどもにかかる教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供する区域を定めることとされています。大阪市における提供区域は、次のとおりです。なお、提供区域の設定については、行政区（24区）を基本としつつ、広域的な利用となっている事業については、市全域を提供区域としています。

事業等		提供区域
就学前のこどもにかかる教育・保育（幼稚園・保育所・認定こども園・地域型保育事業）		
1	1号認定（3～5歳児、幼児期の学校教育のみ）	行政区
2	2号認定（3～5歳児、保育の必要性あり）	行政区
3	3号認定（0～2歳児、保育の必要性あり）	行政区
地域子ども・子育て支援事業		
1	延長保育事業（時間外保育事業）	行政区
2	放課後の居場所を提供する事業 （児童いきいき放課後事業・留守家庭児童対策事業）	行政区
3	子どものショートステイ事業（子育て短期支援事業）	市全域
4	地域子育て支援拠点事業	行政区
5	一時預かり事業（幼稚園在園児対象）	行政区
6	一時預かり事業（幼稚園在園児以外対象）	行政区
7	病児・病後児保育事業	市全域
8	ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）	行政区
9	利用者支援事業	行政区
10	妊婦健康診査事業	行政区
11	乳児家庭全戸訪問事業	行政区
12	養育支援訪問事業 （子ども家庭支援員・エンゼルサポーター・専門的家庭訪問支援事業）	市全域

2 各年度における量の見込みと提供体制の確保

本計画期間の各年度における就学前のこどもにかかる教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容については、次のとおりです。なお、提供区域ごとの量の見込みと確保の内容については、別冊資料に掲載しています。

就学前のこどもにかかる教育・保育（大阪市全体）

（単位：人）

		量の見込み			確保の内容		
					教育・ 保育施設	地域型 保育事業	合計
令和 2年 度	1号	15,488	幼稚園 利用 児童計	26,777	38,353		38,353
	2号	教育利用	11,289				
		保育利用					
	3号			30,747	38,902		38,902
令和 3年 度	1号	15,049	幼稚園 利用 児童計	26,017	38,353		38,353
	2号	教育利用	10,968				
		保育利用					
	3号			31,449	39,463		39,463
令和 4年 度	1号	14,706	幼稚園 利用 児童計	25,424	38,353		38,353
	2号	教育利用	10,718				
		保育利用					
	3号			32,106	39,667		39,667
令和 5年 度	1号	14,481	幼稚園 利用 児童計	25,037	38,353		38,353
	2号	教育利用	10,556				
		保育利用					
	3号			32,660	40,075		40,075
令和 6年 度	1号	14,381	幼稚園 利用 児童計	24,860	38,353		38,353
	2号	教育利用	10,479				
		保育利用					
	3号			33,272	40,255		40,255
				29,359	28,824	4,211	33,035

※ 「2号（教育利用）」とは、保育の必要性があるが、幼児期の学校教育の利用希望が強く、幼稚園を利用するこどものことです。「2号（保育利用）」は、それ以外のこどものことです。

(年齢別内訳)

量の見込み

(単位：人)

	1号＋2号（教育利用）				2号（保育利用）				3号			
	3歳	4歳	5歳	計	3歳	4歳	5歳	計	0歳	1歳	2歳	計
令和2年度	7,905	9,283	9,589	26,777	10,562	10,257	9,928	30,747	4,383	10,975	11,043	26,401
令和3年度	7,691	8,932	9,394	26,017	10,662	10,508	10,279	31,449	4,610	11,230	11,468	27,308
令和4年度	7,766	8,634	9,024	25,424	11,020	10,592	10,494	32,106	4,809	11,532	11,600	27,941
令和5年度	7,646	8,697	8,694	25,037	11,134	10,946	10,580	32,660	5,041	11,797	11,817	28,655
令和6年度	7,587	8,545	8,728	24,860	11,304	11,053	10,915	33,272	5,284	12,103	11,972	29,359

保育利用率

(単位：人)

		2号（保育利用）				3号			
		3歳	4歳	5歳	計	0歳	1歳	2歳	計
令和2年度		52%	50%	49%	51%	20%	51%	54%	42%
令和3年度		53%	52%	51%	52%	21%	53%	55%	43%
令和4年度		54%	54%	53%	53%	22%	54%	56%	44%
令和5年度		55%	54%	54%	54%	23%	56%	57%	45%
令和6年度		56%	55%	55%	55%	24%	57%	58%	46%

確保の内容

(単位：人)

	1号＋2号（教育利用）				2号（保育利用）				3号			
	3歳	4歳	5歳	計	3歳	4歳	5歳	計	0歳	1歳	2歳	計
令和2年度	9,314	14,000	15,039	38,353	12,638	13,081	13,183	38,902	6,297	11,405	13,344	31,046
令和3年度	9,314	14,000	15,039	38,353	12,825	13,270	13,368	39,463	6,455	11,695	13,583	31,733
令和4年度	9,314	14,000	15,039	38,353	12,893	13,338	13,436	39,667	6,551	11,853	13,727	32,131
令和5年度	9,314	14,000	15,039	38,353	13,029	13,474	13,572	40,075	6,622	12,050	13,920	32,592
令和6年度	9,314	14,000	15,039	38,353	13,089	13,534	13,632	40,255	6,702	12,241	14,092	33,035

認定こども園への移行にかかる計画で定める数

認定こども園への移行促進のため、設定区域における特定教育・保育施設が供給する利用定員数が量の見込みとして必要とされる利用定員数を超えていたとしても、次の範囲で認可・認定をすることができます。

(単位：人)

1号	2号	3号
1,230	1,120	520

地域子ども・子育て支援事業（大阪市全体）

（１）延長保育事業（時間外保育事業）

近年の女性の社会進出や、就労形態の多様化に伴い、保育時間の延長に対するニーズが高まっていることから、延長保育を実施している保育所に対し補助することにより、保育ニーズへの対応と乳幼児の福祉の向上を図ります。

	単位	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み	人	16,696	17,251	17,696	18,134	18,565
確保の内容	人	20,340	20,789	20,998	21,294	21,491

（２）放課後の居場所を提供する事業（児童いきいき放課後事業・留守家庭児童対策事業）

児童いきいき放課後事業

市内全市立小学校区において、学校と地域との協力のもとに、大阪市内に居住するすべての児童を対象に安全・安心な放課後の居場所を提供し、様々な体験や活動プログラムなどを通じて児童の個性を活かすとともに、自立性、創造性、社会性などを育むことで児童の健全育成を図ります。障がいなどにより支援を必要とする児童が安心して参加できるよう条件整備に努めます。

留守家庭児童対策事業

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生を主な対象として、保護者に代わりその健全な育成を図るため、民設民営の放課後児童クラブで実施する事業に要する経費の一部を補助します。

		単位	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
低学年	量の見込み	人	32,803	32,645	32,569	32,416	32,121
	確保の内容	人	32,803	32,645	32,569	32,416	32,121
高学年	量の見込み	人	15,243	15,138	15,072	14,976	14,827
	確保の内容	人	15,243	15,138	15,072	14,976	14,827

※上記のうち国の放課後児童健全育成事業補助対象量

(留守家庭児童対策事業及び一部の児童いきいき放課後事業が該当)

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
低学年	量の見込み	人	3,578	3,579	3,587	3,578	3,550
	確保の内容	人	3,578	3,579	3,587	3,578	3,550
高学年	量の見込み	人	2,184	2,192	2,197	2,193	2,177
	確保の内容	人	2,184	2,192	2,197	2,193	2,177

(3) 子どものショートステイ事業（子育て短期支援事業）

保護者が病気や出産、仕事の都合などにより、一時的に家庭での養育が困難になったとき、1週間以内を原則とし宿泊を伴う形で、児童養護施設等で就学前のこどもを預かり、安心して子育てができる環境の整備に努めます。

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	人日	1,230	1,232	1,218	1,227	1,227
確保の内容	人日	1,230	1,232	1,218	1,227	1,227

(4) 地域子育て支援拠点事業

保護者やこどもが交流し、仲間づくりや子育てに関する情報交換ができる機会や地域における子育て関連情報の提供を行います。また、子育てに関する相談や支援を行うとともに、子育て及び子育て支援に関する講習会等を行います。

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	人回	469,506	463,706	453,085	445,231	437,751
確保の内容	か所	141	141	141	141	138

(5) 一時預かり事業（幼稚園在園児対象）

保護者のニーズに応じて、幼稚園で教育時間終了後や長期休業期間中に預かり保育を行います。

		単位	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
1 号認定	量の見込み	人日	655,297	636,720	622,209	612,690	608,459
	確保の内容	人日	655,297	636,720	622,209	612,690	608,459
2 号認定	量の見込み	人日	477,636	464,057	453,478	446,623	443,365
	確保の内容	人日	477,636	464,057	453,478	446,623	443,365

1号認定：幼稚園や認定こども園を利用する1号認定（相当）のこどもの不定期的な利用

2号認定：保育の必要性があるが、幼児期の学校教育の利用希望が強く、幼稚園を利用するこどもの定期的な利用

（6）一時預かり事業（幼稚園在園児以外対象）

保護者の病気や仕事などにより、断続的又は緊急・一時的に保育を必要とする場合や、育児負担の軽減のために保育を必要とするとき、保育所等で昼間に就学前のこどもを預かり、安心して子育てができる環境の整備に努めます。

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	人日	89,660	90,061	89,764	89,800	89,898
確保の内容	人日	89,660	90,061	89,764	89,800	89,898

（7）病児・病後児保育事業

こどもが病気又は病気の回復期のため、保育所などに通うことができず、また、保護者の仕事の都合等で、家庭で保育ができない場合にこどもを預かることで、仕事と子育ての両立を支援し、安心して子育てができる環境の整備に努めます。

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	人日	43,157	43,275	43,208	43,234	43,360
確保の内容	人日	43,157	43,275	43,208	43,234	43,360

（8）ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

子育ての援助を提供したい者と援助を依頼したい者とを組織化し、相互援助活動を行うことにより、仕事と子育ての両立を支援するとともに、市民参加による協働の子育て支援を通じて、地域コミュニティの形成と地域安全ネットの充実を図ります。

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
就学前	量の見込み	人日	17,581	17,579	17,515	17,496	17,513
	確保の内容	人日	17,581	17,579	17,515	17,496	17,513
学童期	量の見込み	人日	3,438	3,435	3,438	3,428	3,404
	確保の内容	人日	3,438	3,435	3,438	3,428	3,404
各区子ども・子育てプラザにて実施							

(9) 利用者支援事業

こども及びその保護者が、認定こども園・幼稚園・保育所での教育・保育や、一時預かり、放課後児童クラブ等の地域子育て支援事業等の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、身近な場所で支援を行います。

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	か所	24	24	24	24	24
確保の内容	か所	24	24	24	24	24
各区1か所ずつ設置						

(10) 妊婦健康診査事業

妊婦が妊娠期間中に受けることが望ましい健康診査の公費負担の実施により、定期的な受診を促し、妊娠高血圧症候群や妊娠貧血等の健康上の問題を早期に発見し、早期に対応することで、妊婦の健康管理の向上を図り、妊婦が安心して妊娠出産することができるよう支援します。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	人数	23,986	24,086	24,002	24,090	24,212
	健診回数	277,694	278,781	277,769	278,727	280,076
確保の内容	実施場所	協力の得られた医療機関・助産所				
	実施体制（人）	—				
	検査項目	国の示す標準検査項目				

(11) 乳児家庭全戸訪問事業

出産直後の最も育児不安の高い新生児期から3か月児健康診査までの時期は、大半を家庭内で過ごすことが多く、産後うつや発症や児童虐待の可能性が高くなることから、出産後の家庭を訪問し、さまざまな不安や悩みを聞き、子育てに関する情報を提供するとともに、親子の心身の状況や養育環境等を把握しながら、支援が必要な家庭に対し適切なサービスを早期に利用できるよう取り組み、育児不安の解消を図ります。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	人数	19,854	19,938	19,865	19,939	20,049
確保の内容	実施場所	各区保健福祉センター				
	実施体制（人）	—				
	委託団体等	委託事業者				

(12) 養育支援訪問事業

(子ども家庭支援員・エンゼルサポーター・専門的家庭訪問支援事業)

子ども家庭支援員による家庭訪問支援事業・エンゼルサポーター派遣事業

養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、子ども家庭支援員による相談・支援（子ども家庭支援員による家庭訪問支援事業）やエンゼルサポーターによる家事援助（エンゼルサポーター派遣事業）を訪問により実施します。

専門的家庭訪問支援事業

妊娠や産後の育児に不安のある妊婦や、産後間もない時期の家庭に対して、保健師や助産師が継続的に訪問し養育支援を行います。

			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	子ども家庭支援員	人	353	388	426	468	514
	エンゼルサポーター	人	221	243	267	293	322
	専門的家庭訪問支援事業	人	521	523	521	523	526
確保の内容	実施場所		各区保健福祉センター				
	実施体制（人）		—				
	委託団体等		委託事業者				